

県意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 (仮称) 袋井市久能物販店舗
- (2) 届出日 令和5年8月4日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

2 審査の結果

県意見なし(附帯意見あり)

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく県の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

4 附帯意見の内容

入口bは、県道袋井春野線の右折車線から右折して進入できる構造となっていることから、入口bへの右折入庫車両が多数発生し、県道袋井春野線の円滑な通行に支障が生じた場合、道路管理者及び交通管理者と協議の上、必要な対策を講ずること。